

令和5年3月1日より

マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印!



保険証の代わりにマイナンバーカードで
マイナ受付

事前に登録するだけで利用できます!



健康保険証の確認に関するお知らせ



当医療機関では、
あなたの医療保険への加入状況を
健康保険証を用いて
”その場”で**”正しく”**確認
できるようになりました！

**※医療保険の加入状況が確認できない場合は、
その場でお声掛けさせて頂く可能性がございます。**
(医療保険の新規加入直後や、提示いただいた保険証が失効している場合など)

当医療機関では、主に以下の健康保険証情報を確認しています。

1. 皆様が加入している医療保険
2. 有効期限
3. 会計時の診療費の負担割合や上限額 等



取手北相馬保健医療センター医師会病院